



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載した、市が主催するイベントなどについては、新型コロナウイルス感染の防止対策を講じたうえで開催します。なお、中止・変更になる場合がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

会議の開催

●第1回八潮市都市計画審議会の傍聴

日11月15日(月) 午後2時～
場やしお生涯学習館多目的ホール
因草加都市計画生産緑地地区の変更、特定生産緑地の指定について
定5人(当日先着順)
問都市計画課 ☎②70

●第4回八潮市市民活動推進委員会の傍聴

日11月17日(水) 午後2時～
場やしお生涯学習館セミナー室4
因協働の手引きの作成など
定10人(当日先着順)
問市民協働推進課 ☎③28

●第4回八潮市地域福祉計画推進委員会の傍聴

日11月25日(木) 午後7時～
場八潮メセナ会議室
因第3期八潮市地域福祉計画策定について
定5人(申込順)
日11月24日までに、電話で社会福祉課(☎③16)へ

コンビニ交付サービスの一時利用停止

点検作業のため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。
日11月27日(土)
問住民票・印鑑証明・戸籍関連＝市民課 ☎②10
課税(所得)証明・非課税証明関連＝市民税課 ☎②06

手代橋周辺の交通規制

手代橋周辺では大型車規制と一方通行の交通規制開始を11月中旬と予定しておりましたが、標識設置工事の影響により規制開始時期を延期することとなりました。規制開始時期が決まりましたら市ホームページなどでお知らせします。
問道路治水課 ☎③71

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間の延長

適用期間が、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間

に延長されました。申請方法については、市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

問国保年金課 ☎③27

草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧

日11月24日(水)～12月7日(火)
場区画整理課
因鶴ヶ曾根・二丁目地区の事業計画変更の縦覧
意見書の提出
対利害関係のある方
日12月21日(消印有効)までに、郵送で県市街地整備課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-5381)へ
問区画整理課 ☎④60

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

10月5日、八潮市と(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワークは「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」を締結しました。
この協定は、八潮市域で地震、風水害などによる大規模災害が発生した際の災害応急対策、災害復旧復興対策に必要な物資の輸送、荷役などに関する支援を市の依頼に基づき円滑に実施できるよう体制の充実を図るものです。
問危機管理防災課 ☎③05

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は著しく人権を侵害するものです。このような暴力の根底には、女性の人権への軽視があります。

この機会に男女のあり方を見直し、より良い男女共同参画社会をつくっていきましょう。
※11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」

●女性に対する暴力の相談機関 DV相談ナビ #8008(最寄りの相談機関に自動転送)

問人権・男女共同参画課 ☎③811

八潮市特別人権相談所開設

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日12月9日(木) 午前10時～午後4時

場市役所第2会議室

因あらゆる場面における人権に関する相談

相談員 人権擁護委員

※法務大臣から委嘱され、国民の基本的な人権が侵害されないように監視し、侵害があった場合には、適切な処置を講ずることによって救済を図ります。

問人権・男女共同参画課 ☎③811

生活に困ったら、1人で悩まず相談を

失業、病気やケガなどにより働けなくなったり、世帯の主な働き手が死亡したりして生活に困ったら、1人で抱え込まずご相談ください。

問社会福祉課 ☎②45

生活困窮者自立支援制度

市では、「生活困窮者自立相談支援窓口」を開設しています。この制度は、生活保護に至る前の段階で、現に生活に困っている方に対し相談支援などを行い、自立の促進を図ることを目的としています。主な支援内容は、自立相談、住居確保給付金の支給、就労準備、家計改善などです。詳しくは、生活困窮者自立相談支援専用ダイヤル ☎949-6317へお問い合わせください。

生活保護制度

自立して生活することが困難になった方に対して、最低限度の生活を保障し、1日も早く自立できるよう支援する制度です。この制度は、生活保護法に基づいて行われ、生活保護を受けられるかどうか、どのような扶助がどの程度受けられるかについては、個々の世帯によって異なります。そのため、具体的な個々の状況確認が必要となりますので、社会福祉課にご相談ください。

令和2年度 八潮市ふるさと納税寄附金実績

令和2年度のふるさと納税寄附金についてお知らせします。寄附金は、寄附者の皆さんが指定された使途に活用させていただきます。

問企画経営課 ☎③85

令和2年度ふるさと納税寄附金受領実績

寄附金の使途	件数	金額
福祉の充実	63件	2,640,000円
スポーツと健康増進	3件	40,000円
安全な生活環境整備	25件	320,000円
市民活動と産業の支援	19件	310,000円
公園などの整備	8件	90,000円
教育の振興	36件	560,000円
八潮市の発展(市長におまかせ)	107件	2,340,000円
合計	261件	6,300,000円